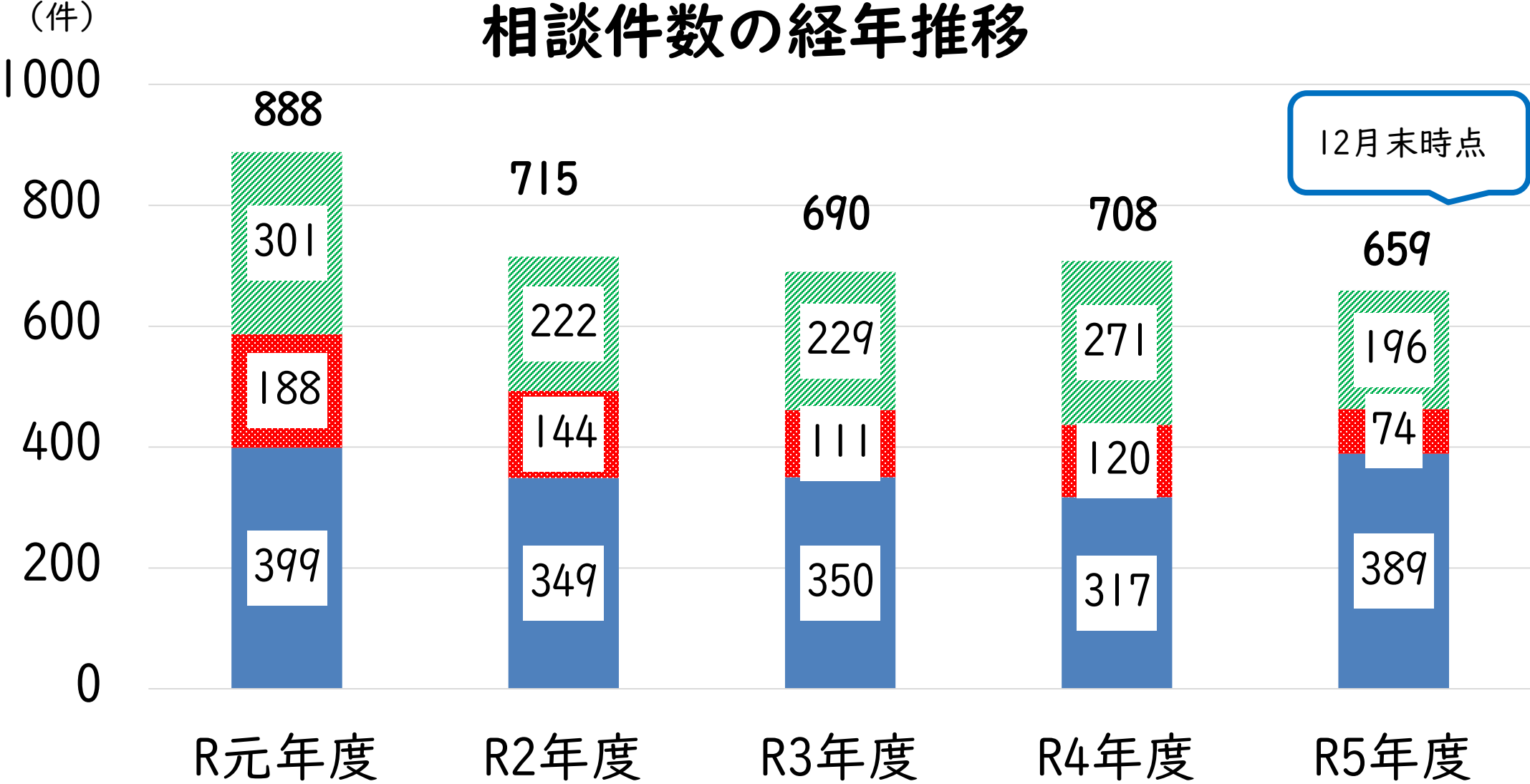


議事 I 令和4年度精神保健福祉活動の報告と令和5年度への取り組み

- (1) 保健所の精神保健福祉相談（個別支援）
- (2) 精神保健福祉法34条（移送）
- (3) 精神保健福祉法23条（警察からの通報）
- (4) 措置入院者等の退院後支援
- (5) 精神保健福祉関係機関実務者会議
- (6) アルコール関連問題懇談会
- (7) 精神保健福祉に関する啓発

相談件数の経年推移



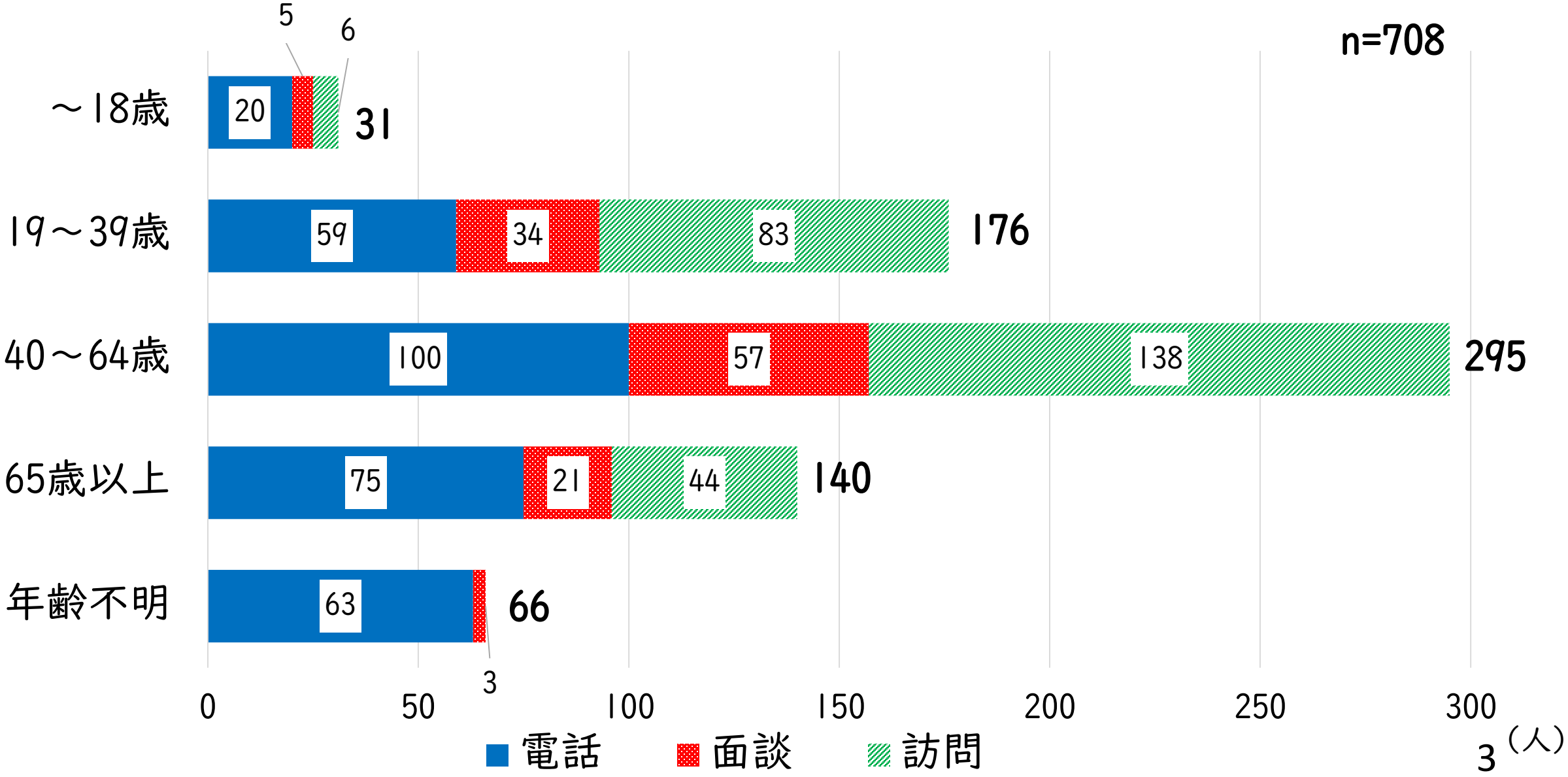
12月末時点

■ 電話 ■ 面接 ■ 訪問

※面接には、急な来所面接を含む

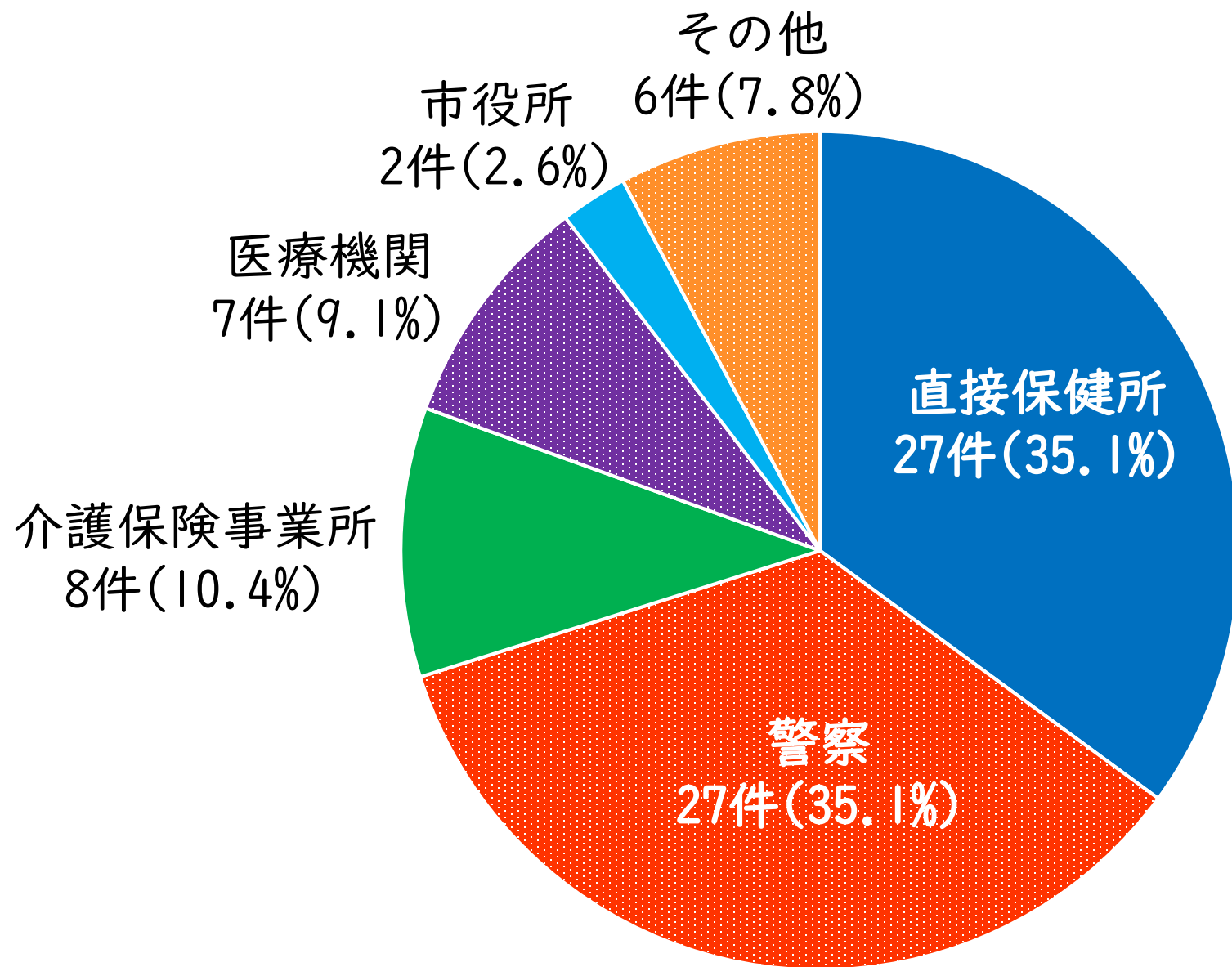
令和4年度 相談対象者の年齢別件数 (延べ)

n=708



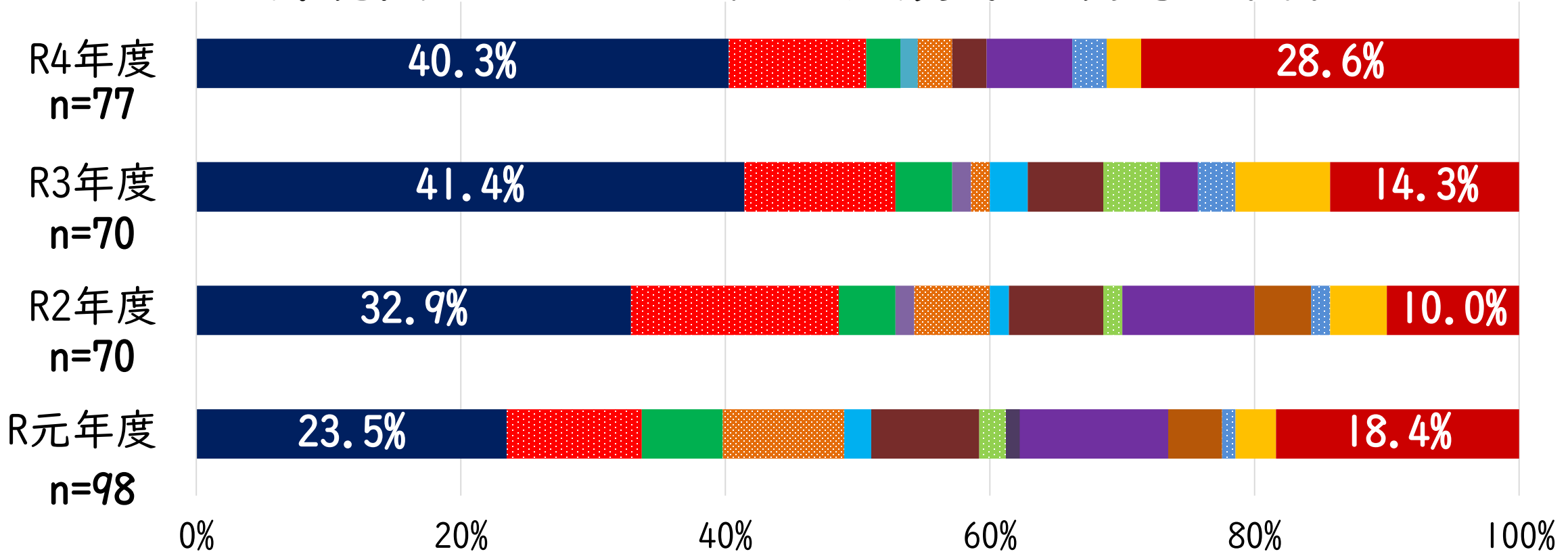
令和4年度 新規個別ケース 相談経路別割合

n=77



※前年度から継続して支援しているケースは除く
※ケースの電話相談は除く

新規個別ケース 初回相談時の疾患別割合



- 統合失調症
- 気分障害
- アルコール依存症
- 薬物依存症
- ギャンブル依存症
- 老人性精神疾患
- 思春期精神疾患
- こころの健康
- 人格障害
- 高次脳機能障害
- 発達障害
- 知的障害
- その他精神疾患
- その他
- 不明

※前年度から継続して支援しているケースは除く
 ※ケースの電話相談は除く

精神保健福祉法の改正（令和6年4月1日施行）

○自治体の相談支援の対象の見直し（第46条）

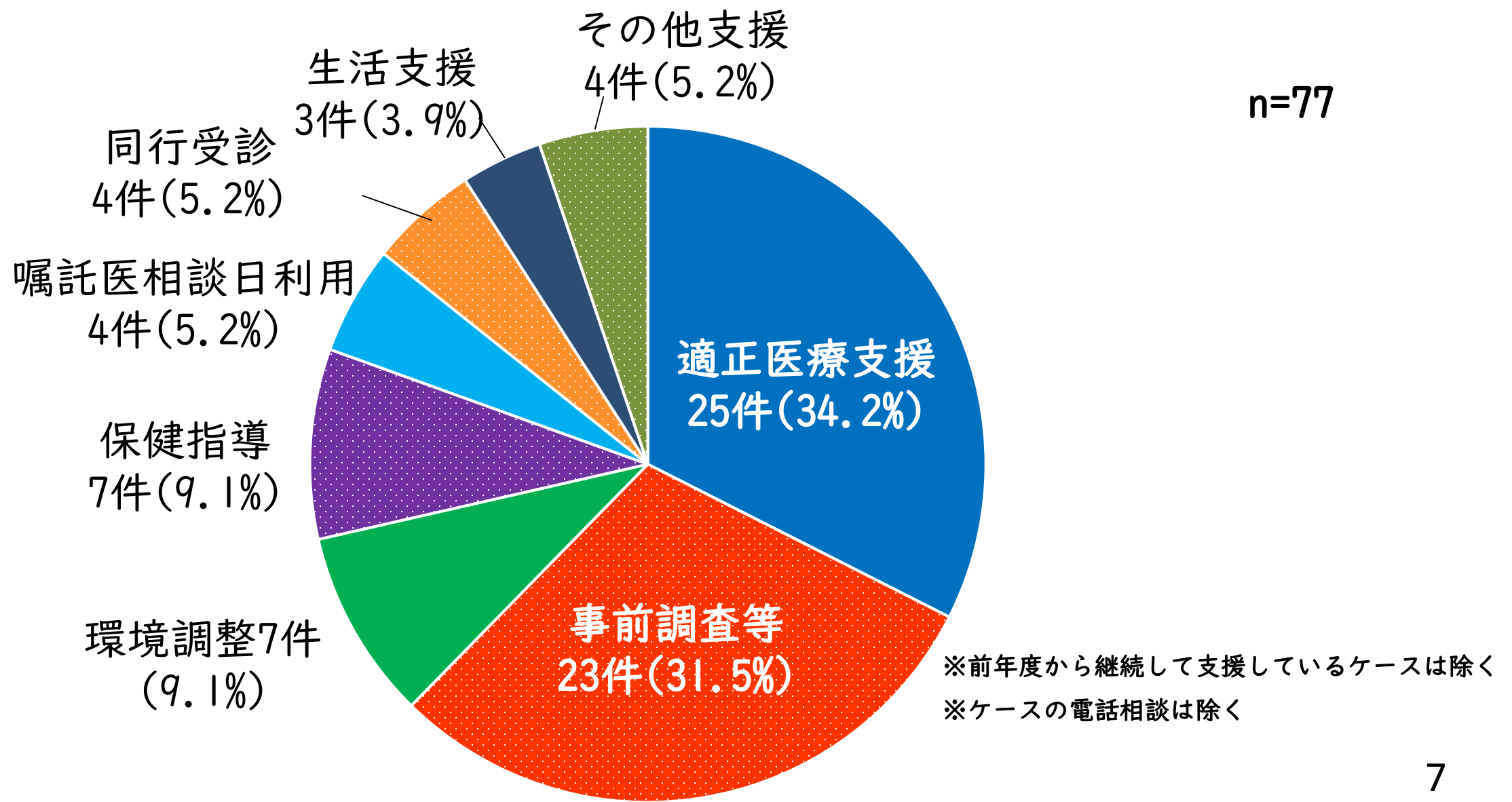
都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

○相談及び援助（第47条第5項）

都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他援助を行うことができる。

引用・参考：厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」精神保健福祉法改正に係る研修

令和4年度 新規個別ケース 初回支援内容別割合



支援内容分類

分類	内容
適正医療支援	・ 受診、通院、入院、転院に関する相談 等
同行受診	・ 本人に同行し医療機関へ行く。場合によっては、診察場面も同席する
嘱託医相談日利用	・ 外部医療機関から精神科医師が保健所に来て、職員とともに訪問や面接を行う。嘱託医の意見ももって、今後の支援方針を決めたりする
保健指導	・ 対象者や家族に対する疾病教育 ・ 在宅精神障害者看護、療養態度の指導
生活支援	・ 生活問題や在宅生活に向けての相談 ・ 社会資源の活用支援 等
施設利用支援	・ 施設等の利用支援
環境調整	・ 家族面接、関係機関とのケース会議等、環境及び関係の調整を行う支援
事前調査等	・ 法律第22条、23条および26条の2、26条の3に基づく申請又は通報に対する事前調査 等
その他支援	・ 上記以外の支援活動

令和4年度 精神科医師による相談の利用状況

（実施回数：20回）

（疾病別内訳）

面接	訪問
5件	17件
22件	

ほか、事例検討4件

疾患名	件数
統合失調症	13
不安障害	3
抑うつ状態	3
広汎性発達障害	2
認知症	2
妄想性障害	1
強迫性障害	1
ADHD	1
計	26

※疾患名は疑いや可能性のあるものも含む。
 ※疾患名の重複あり。

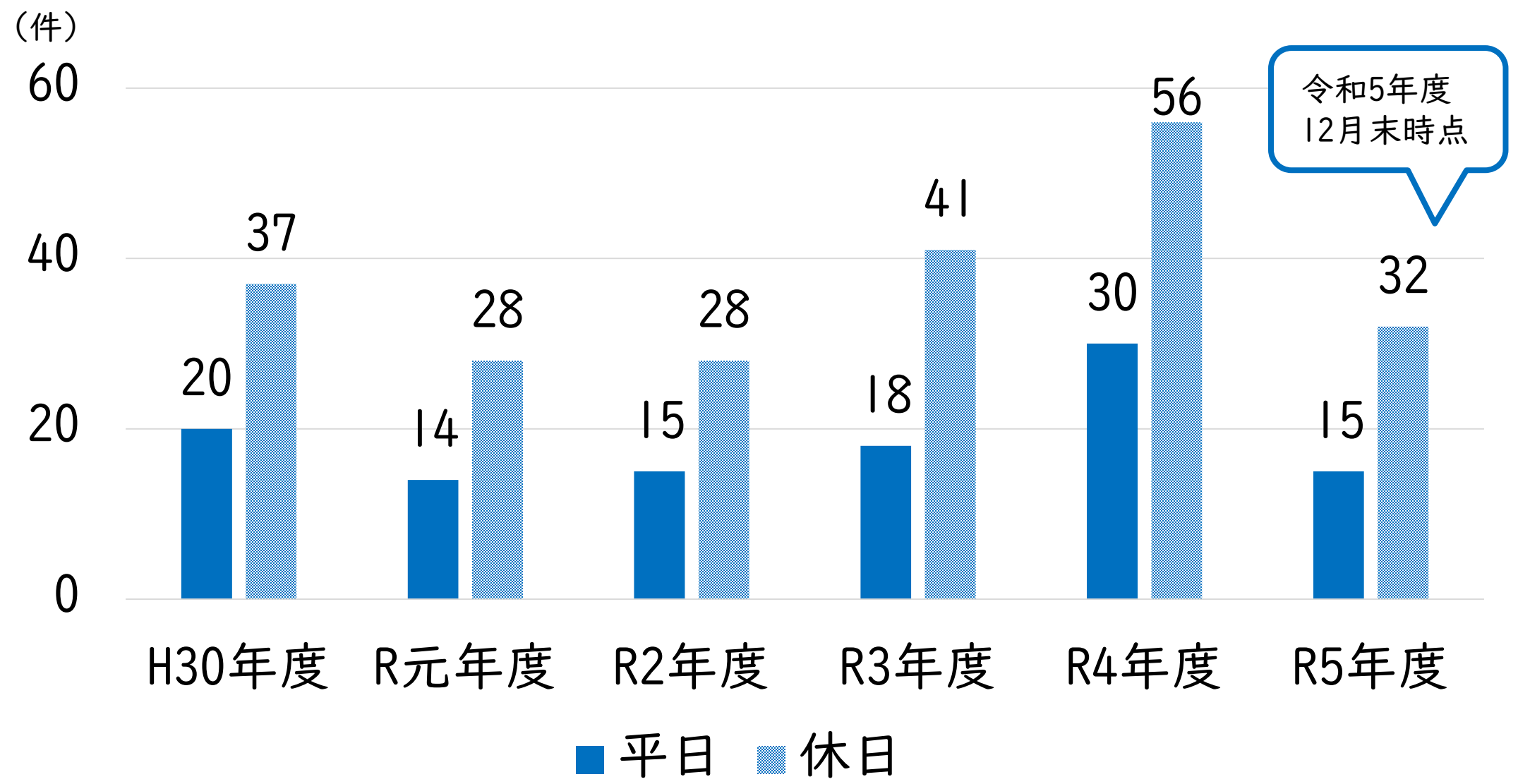
医療保護入院等のための移送制度について

精神保健福祉法第34条 移送制度

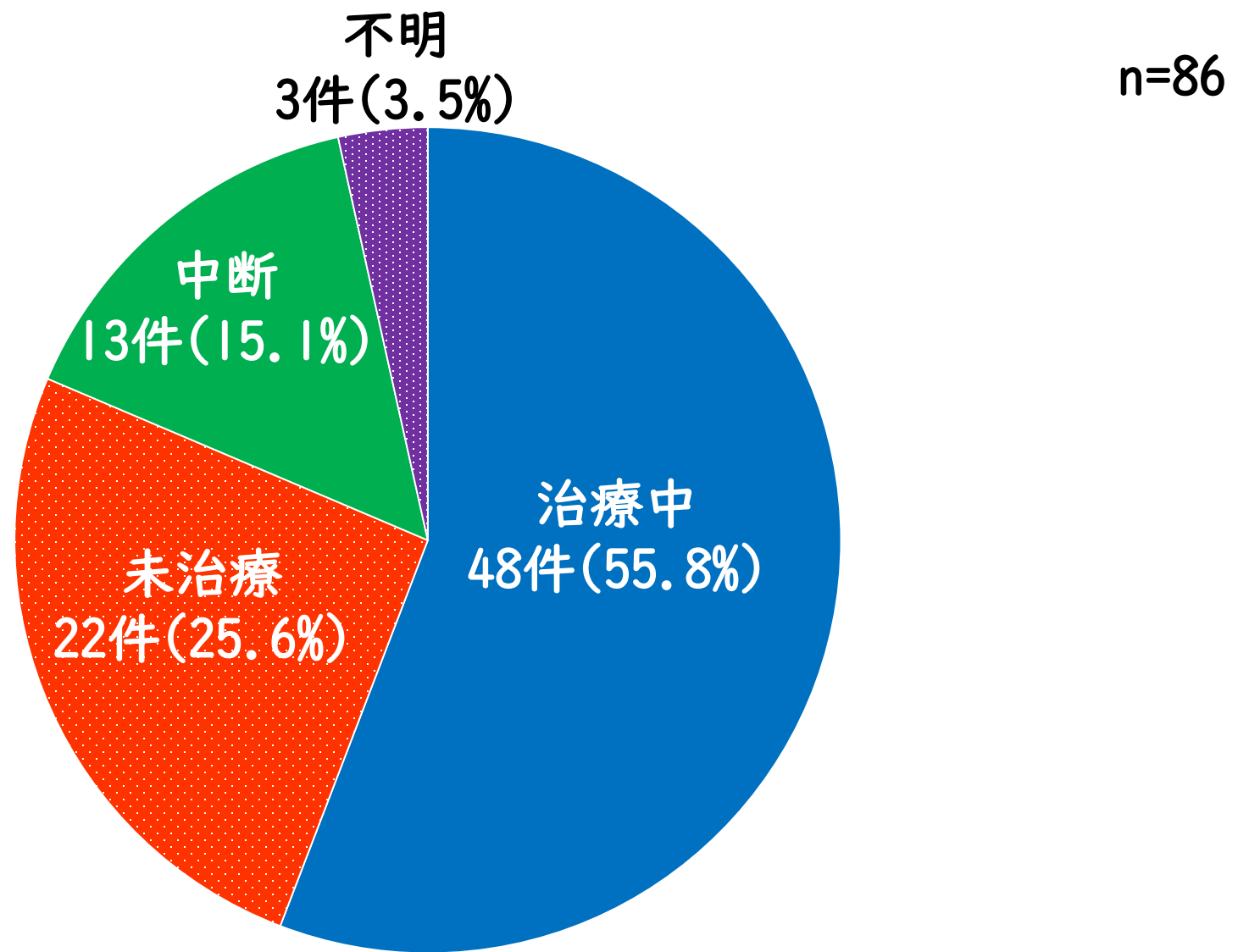
家族や保健所の関係者が十分な援助活動をしたにもかかわらず、本人が強く精神科受診を拒否し、他に受診につなげる方法がなく、本人が病気のためにその生活が営めなくなり、家族等が医療保護入院等のための移送を希望した場合、精神障害者を病院に移送する。

年度	件数
平成30年度	2
令和元年度	0
令和2年度	0
令和3年度	1
令和4年度	1
令和5年度 (12月末時点)	0

法第23条事前調査等件数



令和4年度 法第23条通報時の受診状況



令和 4 年度 法第 23 条通報の経過

法 23 条 通報 件数	86 件
平日昼間 30 件	休日夜間 56 件

※平日昼間は市保健所が事前調査を実施している。

平日昼間：22件 休日夜間：15件

平日昼間：8件 休日夜間：41件

措置鑑定必要あり	37 件
-----------------	-------------

措置鑑定必要なし	49 件
-----------------	-------------

措置入院	29
医療保護入院	2
任意入院	2
その他 (帰宅や治療不要含む)	6

治療中	14件
中断	8件
未治療	7件
治療中	1件
中断	0件
未治療	1件
治療中	2件
中断	1件
未治療	3件

医療保護入院	16
任意入院	1
その他 (帰宅や治療不要含む)	32

治療中	11件
中断	1件
未治療	4件
治療中	1件
治療中	19件
中断	3件
未治療	7件
不明	3件

奈良市保健所管内の警察連携会議

目的：精神障害者が必要に応じて早期に医療機関受診につながり、医療が途切れることなく在宅で生活できる体制を目指し、保健所と警察署が互いの役割を理解し、円滑な連携体制の構築を図る。

実施日：令和5年6月28日(水)

参加機関：奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署の生活安全課
〈オブザーバー〉

奈良県警察本部生活安全部 人身安全対策課、(奈良県疾病対策課)

内容：参加機関の相談状況や通報状況の報告、連携に関する意見交換等
保健所の相談の流れ



措置入院者等の退院後支援について

目的：措置入院者等が退院後、地域で孤立することなく安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。孤立の防止や継続的な医療等の支援を行う。保健所は本人の同意のもと、医療機関や市役所、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、退院後支援計画に基づき支援を実施する。

支援期間：地域への退院後6か月以内を原則とする。



対象：①頻回の措置入院歴のある者
②措置入院解除まで長期間を要する者
③その他居住地を管轄する保健所長が退院後の支援が必要と認めた者
⇒①～③のうち、精神病圏（統合失調症や気分障害など）の者

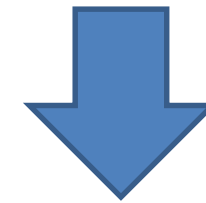
【奈良県措置入院者等の退院後支援に関するマニュアルより】

令和4年度 措置入院者等の退院後支援について

措置入院者	29件
-------	-----



対象となった ケース	4件
---------------	----



対象とならなかった ケース	25件
------------------	-----

対象とならなかったケースも、通常の精神保健福祉相談として継続対応する

精神保健福祉関係機関実務者会議

目的：精神障害者が適切な治療を受けながら、地域で安心して生活できるように
病院と地域の関係機関の連携体制をつくる。

実施日：令和5年10月26日（木）

参加機関：【医療機関】五条山病院、吉田病院、奈良県総合医療センター
【訪問看護ステーション】こころ、デューン奈良、（みのり）
【委託相談支援事業所】リベルテ、歩っと
奈良市基幹相談支援センター、障がい福祉課、保健予防課

内容：事前アンケートを用いて現状と課題を共有、保健所への相談の流れの再確認
事例を通して関係機関との連携方法について確認

精神保健福祉関係機関実務者会議

<p>現状</p>	<p>< 中断時の対応について ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 状態悪化時のサイン、連絡先が記載されているクライシスプランを基に退院前会議を行っている。・ 奈良県の措置入院の退院後支援の様式を基に、プランを本人と作成し、中断予防に繋げている。
<p>課題</p>	<p>< 情報共有不足 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 福祉関係者（委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉課）が、医療関係者（医療機関、訪問看護）および保健所に対して、どの程度の状態であれば連絡をとってよいのかが分からず躊躇してしまうなどの理由があり連携が上手くとれないことがある。 <p>< 社会資源不足 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関や訪問看護において、摂食障害や思春期疾患、自殺企図者などに対する支援機関や社会資源が少なく対応が困難になる。

奈良市アルコール関連問題懇談会

- 目 的：
- ・アルコール関連問題に関する理解を深めるために、専門医療機関、自助グループ、行政が連携して市民への啓発を行う。
 - ・アルコール関連問題に直面する当事者と家族の抱える問題解決に向けて関係機関の相互理解と有機的な連携を図る。

- 参加機関：
- 【専門医療機関】 吉田病院、植松クリニック
 - 【自助グループ】 奈良市断酒会、奈良市断酒会家族会さくら会
 - 【行政】 保健予防課

- 活 動：
- ・アルコール関連問題啓発週間の啓発（パネル展示・ホームページ）
 - ・市民大会の開催（1月18日に実施）

精神保健福祉普及運動に関する啓発

精神保健福祉への理解促進・知識の普及に向けて
10月の「精神保健福祉普及運動」の週間に啓発を実施

実施日	方法
令和5年10月16日～ 令和5年10月20日	パネル展示 (市役所1階連絡通路)
令和5年10月20日～ 令和5年10月30日	パネル展示 (はぐくみセンター1階)
市広報誌「しみんだより」10月号掲載 市ホームページ掲載 SNS配信：市X（旧Twitter） 保健予防課X（旧Twitter）	

